

答申行政第116号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和5年12月19日付け、指第430号で行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和5年12月13日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「訪問介護事業者が作成し保存すべきとされている記録のそれぞれの具体的な「完結日」が判明するもの」の開示請求を行った。
- 2 実施機関は、上記1の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）として、「訪問介護事業者が作成し保存すべきとされている記録のそれぞれの具体的な「完結日」が判明するもの（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び同条例の運用通知以外のもの）」と特定した上で、請求のあった公文書は存在せず、本件対象公文書を保有していないことを理由に本件処分を行い、令和5年12月19日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和6年1月4日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、令和6年2月19日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

令和5年12月19日付けの「指第430号」による「公文書非開示決定」を取り消し、全部開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

書類を使わなくなった日などという抽象的でなく、具体的な「完結日」について厚生労働省から通知が出ている。

実施機関は、開示請求のあった「保存すべき期間の完結日」については、「介護保

険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について」（令和3年4月1日付け、指第47号岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室長通知。以下「運用通知」という。）で「完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに使わなくなった日とする」などと言うが、「使わなくなった日」などと言う「抽象的な基準」では行政指導できないため、完全に失当であり、「障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準等に係る条例制定について（平成25年4月1日施行）」（岡山市保健福祉局事業者指導課）や「介護給付・予防給付について よくあるお問い合わせQ&A」（茅ヶ崎市、平成30年3月作成）に記載されているような客観的で具体的な基準があるはずである。

「介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準について」（平成25年1月15日付け、長寿第1868号岡山県保健福祉部長寿社会課長通知）別紙第二の1（5）等の記録の整備に関する項目においては、各サービスごとに掲げられた各種の記録については、単に「完結の日から5年間保存しなければならない」とのみ定められているので、実施機関の主張は、完全に失当である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

訪問介護事業者が記録を保存すべき期間については、厚生労働省の基準省令（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号をいう。以下同じ。））を参酌して制定した介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第62号。以下「居宅サービス条例」という。）及び運用通知で定められており、公開されていることから、審査請求人も認識しているとのことであった。

開示請求のあった「保存すべき期間の完結日」については、運用通知で「完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。」としており、これ以外の具体的な取扱いや運用を規定したものは存在しないため、非開示決定を行ったものである。

審査請求人が、抽象的な基準では行政指導ができず、岡山市や茅ヶ崎市が作成した文書に記載されているような客観的で具体的な基準があるはずであると主張している点については、条例の制定や解釈運用は、国の基準省令の基準等を踏まえた上で、それぞれの自治体が独自に定めるものであり、ある自治体が作成している文書と同様の文書を別の自治体においても作成しなければならないというものではないと考える。

なお、指定訪問介護事業者から個別具体の書類についての「完結の日」に関する問合せがあれば、その完結日を教示することとなるが、居宅サービス条例の施行から現在に至るまでにそうした問合せはないことから、実施機関として「完結の日」の具体的な基準をあらかじめ示すことが必要であるとまでは考えていない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記第2の1に掲げる公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第11条は、開示請求に対する決定等について次のように定めている。

(開示請求に対する決定等)

第11条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。次項において同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 略

3 非開示理由である「不存在」との説明の妥当性について

審査請求人は、訪問介護事業者が作成し保存すべきとされている記録の完結日について、運用通知で規定する「使わなくなった日」のような抽象的な基準では行政指導できないため、岡山市や茅ヶ崎市が作成した文書に記載されているような客観的で具体的な基準があるはずであると主張する。

一方、実施機関は、訪問介護事業者が作成し保存すべきとされている記録の完結日については、運用通知で「完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。」としており、これ以外の具体的な取扱いや運用を規定したものは存在しないと説明している。

これらの主張及び説明を踏まえて審査したところ、居宅サービス条例第42条第2項に規定する指定訪問介護事業者が整備すべき利用者に対する指定訪問介護の提供に関する記録（以下「介護提供関係記録」という。）は、訪問介護計画、提供した具体的なサービスの内容等の記録、身体的拘束等の態様等の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況等についての記録などであるところ、これらの記録は、その使用の状況及び将来的な使用の見込みが利用者ごとに異なり、したがって、「完結の日」も多様なものとなることから、それらを網羅した具体的な「完結の日」の基準を規定することは現実的ではないと考えられる。

また、同条例の施行から現在に至るまで、指定訪問介護事業者から個別具体の介護提供関係記録の「完結の日」に関する問合せがないとの実施機関の陳述を踏まえれば、介護提供関係記録の「完結の日」については、現状では、指定訪問介護事業者から個別具体の書類についての問合せがあった場合等に、当該書類の性質や使用の状況等を踏まえて教示する取扱いで足りるものであると考えられる。

これらのことから、介護提供関係記録の「完結の日」に関する具体的な取扱いや運

用を規定したものは存在しないとの実施機関の説明については、不自然な点は認められない。

また、審査請求人が、岡山市や茅ヶ崎市が作成した文書に記載されているような客観的で具体的な基準があるはずであると主張している点については、確かに、両市が作成した文書には、「完結の日」について、「介護給付費の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する介護給付費等を請求し、受領した日」、「居宅サービス計画、介護予防サービス計画、介護計画、具体的なサービスの内容等の記録：当該計画に属するサービスに係わる介護報酬が確定し、その支払いを受けた日」等の記載がなされている。

しかし、条例の制定や解釈運用は、国の基準省令の基準等を踏まえた上でそれぞれの自治体が独自に定めるものであり、こうした自治体があることをもって、実施機関が介護提供関係記録の「完結の日」に関する具体的な基準を定めなければならないものであるとまでは認められないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

4 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 3 月 22日	実施機関から諮問を受けた。
令和6年 8 月 27日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和6年 9 月 27日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和6年 11月 26日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和6年 12月 24日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和7年 1 月 23日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
荒 井 佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
伊 藤 健	岡山大学学術研究院 社会文化科学学域・法学部講師	
豊 田 ひとみ	元日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	岡山大学名誉教授	
福 田 伸 子	元岡山県職員	第一部会委員

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。